

筑北村建設計画

自然に恵まれた
「安心」と「活力」のあふれるむら
外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして

平成17年3月 本城村・坂北村・坂井村合併協議会

平成28年3月変更 筑北村

令和元年6月変更 筑北村

目 次

1. 序論	1
1.1 合併の必要性和効果	1
1.2 筑北村建設計画の策定方針	5
2. 3村の概況	7
2.1 概況	7
2.2 長野県計画等における位置づけ	11
2.3 3村を取り巻く社会潮流	12
2.4 むらづくりの主要課題	13
3. 筑北村建設計画の基本方針	15
3.1 むらづくりの将来像	15
3.2 むらづくりの基本目標	16
3.3 筑北村建設計画の基本方針	17
3.4 新村の地域構造	18
3.5 主要指標の見通し	20
4. 新村の主要施策	25
4.1 施策の体系	25
4.2 主要施策	26
5. 長野県事業の推進	43
5.1 長野県の役割	43
5.2 新村における長野県事業	43
6. 公共的施設の統合整備	45
7. 財政計画	47
7.1 前提条件の設定	47
7.2 歳入歳出の見通し	49

1. 序論

1.1 合併の必要性和効果

(1) 行政サービスの高度化

真のゆとりと豊かさを実現する社会づくりのために、地域の実情やニーズ^{注1)}に即した行政が求められており、国と地方の役割分担を見直し、住民に身近な行政は市町村で担うことが望まれています。

市町村は、これらに対応し国や県の権限を譲り受け、自己決定・自己責任のもとで魅力あるまちづくり^{注2)}を進めることができる行政機能・能力の強化を図っていかねばなりません。

そのためには、事務量の増加や業務内容に対応した人材の確保を行い、地方分権^{注3)}時代にふさわしい行政組織を構築し、行政サービスの向上を実現していく必要があります。

本城村・坂北村・坂井村(以下、「3村」とします。)の合併により、多様な人材の発掘・育成の機会が増加するという効果があり、各村単位では困難であった専任組織や職員を配置するなど、地方分権時代に対応し、より高度な政策展開を図るにふさわしい行政組織を構築することが可能となります。

(2) 少子高齢化への対応

今日、わが国では少子・高齢化が着実に進行しており、今後、総人口が減少していく中で、平成26年(2014年)には65歳以上の老年人口の比率が25%を超えると予測されています。

3村の年齢3区分別人口をみると、少子・高齢化が着実に進行していることがわかります。少子・高齢化は、自己財源の確保にも影響を及ぼす一方、医療費等の増加も見込まれます。これらに対応していくためには、医療・福祉体制を一層充実させ、多様な医療・福祉サービスを効率的に供給していく必要があります。

3村の合併により、人的および財政的な基盤が充実できるという効果があり、各村の医療・福祉関連施設の相互利用や、従来充分に対応できなかった社会福祉士^{注4)}、保健師^{注5)}等による専門的で高度な行政サービスの提供が可能となります。

また、新村のスケールメリット^{注6)}を生かし、従来の行政区域にとらわれない基盤整備や生活環境整備を推進することにより、定住化が進み、人口減少を抑制する効果も期待できます。

注1) 住民要望。

注2) 以下本文中では、一般的な地域づくりをさす言葉として「むらづくり」を使用しています。

注3) 行財政の権限を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させること。⇔中央集権

注4) 「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格で、専門的知識及び技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。

注5) 「保健師助産師看護師法」で位置づけられた、厚生労働大臣の免許を受けて、保健指導に従事することを業とする者。

注6) 規模が大きくなっていくことによる有利さ。

千万人

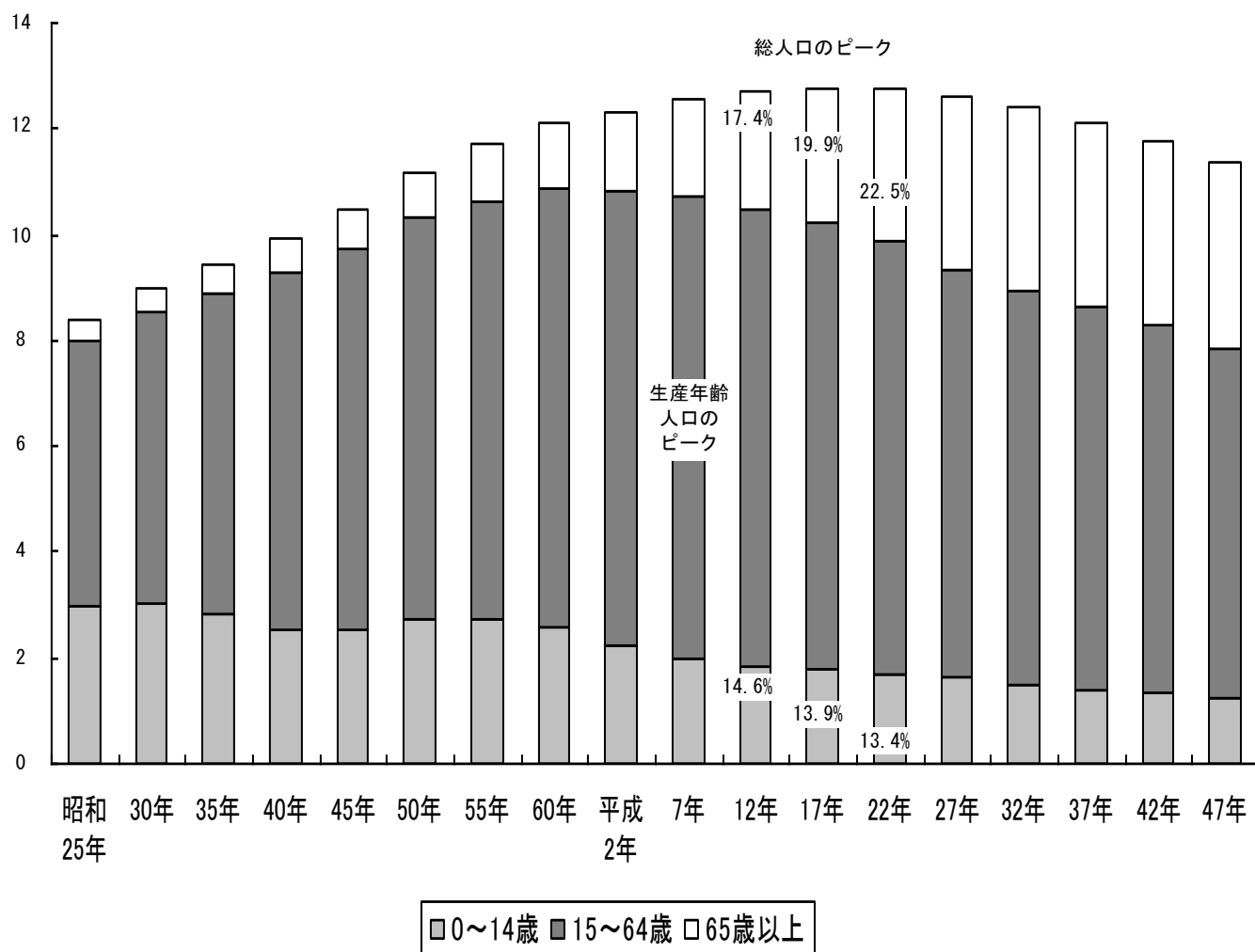


図 1-1 全国の人口の年次推移グラフ

(3) 日常生活圏の拡大や広域行政への対応

価値観の多様化、女性の社会進出、交通・通信手段の発展に伴う日常生活圏の拡大などにより、住民の生活サービス需要は一層細分化されています。

行政に対する要求も多様化・高度化し、それに対応していくためには、地域の実情やニーズを的確に把握し、従来の行政区域にとらわれずに、多様なサービスが供給できる行財政基盤を充実させることが重要です。

また、3村が豊かな自然環境や景観と調和しながら、バランスよく発展し続けるためには、地域内外の連携に必要な新たな交通需要への対応、上下水道の整備、環境問題への対応などの事業は、より広域的な観点で進めていく必要があります。

これまでも3村では、広域行政事務組合^{注1)}において、多くの共同処理事務を行ってきました。しかし、広域行政では、構成する自治体の全ての意見が一致しなければ事業実施が困難であり、施設建設財源の確保も課題となっていました。

今後、3村は、連携をより一層強固にし、広域的・一体的なむらづくりを推進していくことが望めます。

3村の合併により、土地利用、道路や下水道その他公共施設の整備などを広域的観点から実施することが可能となり、日常生活圏に対応したむらづくりをより効率的に行うことが可能となります。

また、広域的・一体的なむらづくりを推進することにより、環境、景観、観光など地域の特色ある魅力を増幅させ、さらに、より大きな自治体の誕生が地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定住が期待できます。

(4) 財源確保への取り組み

バブル経済の崩壊による景気の低迷が長期にわたり、平成15年度末における国と地方を合わせた長期債務残高は、約700兆円になるなど、国、地方を通じた財政は依然として極めて厳しい状況にあります。こうした中で、国は、平成12年に地方分権一括法を施行し、平成15年には、国と地方の税財政の「三位一体の改革」^{注2)}を盛り込んだ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」^{注3)}を閣議決定しました。

この改革では、平成16年度からの3年間で国庫補助負担金の削減、税源移譲、地方交付税^{注4)}制度の見直しの3つを同時に進め、地方の自主権の拡大を目指すこととなりました。

注1) 広域行政を運営する組合。広域行政とは、消防、介護保険、ごみ処理などを行政区域にとらわれずに、複数の市町村が共同して行うこと。市町村が手を組むことで合理的、能率的に行政サービスを提供することができる。3村は、松本市、塩尻市、東筑摩郡、南安曇郡の2市4町13村で構成される松本広域連合に属する。

注2) 国と地方における構造改革の具体的な取り組み。「国庫補助負担金の削減、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分のあり方」を三位一体で検討し、地方における財源不足を早期に解消するとともに、その後は真の地方財政の自立をめざすもの。

注3) デフレを克服し、日本経済の体質を強化するため、それまでの構造改革の進展を点検・評価した上で、構造改革への具体的な取り組みと平成16年度の経済財政運営と予算のあり方を示した基本方針。平成15年6月に閣議決定された。

注4) 地方公共団体の財源不足や団体間の財政不均衡を是正し、その事務を遂行できるよう国から地方公共団体へ交付される資金。国税収入のうちから一定の比率で交付。地方交付税交付金。

平成16年には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」を閣議決定し、11月には「三位一体の改革」の全体像がまとめられました。そこでは平成17、18年度予算で地方向け国庫補助負担金の3兆円程度の廃止・縮減、税源移譲は平成16年度に措置した額を含め、3兆円規模を目指すこと、地方交付税改革については、平成17、18年度は「基本方針2004」を遵守し、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する、などが示されました。このような状況の中で、市町村の自治能力強化のためには、安定した自主財源の確保と、財政基盤の強化がますます必要となっています。

3村においても財源の多くは、地方交付税や国・県の支出金^{注1)}、地方債^{注2)}などに依存しており、財政は厳しい状況となっています。特に、市町村の財政状況を示す財政力指数^{注3)}が低く、国の制度見直し後には、多様な行政ニーズに充分に対応できなくなることが懸念されます。

したがって、3村では、限られた財源の中で、安定した行政サービスの提供を前提とした、より効率的な財政運営による財政の健全化が求められています。

3村の合併により、財政規模が拡大するとともに、総務や会計などの管理部門の効率化による経費の削減を図ることができます。

さらに、事業の重点化を図ることにより、質の高い施設整備やプロジェクトを推進することができます。

注1) 【国庫支出金】国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の使途を指定して交付する国庫補助金・国庫負担金・委託金等の総称。【県支出金】特定の事業をするために、その経費に使用することを条件として県から交付されるもの。

注2) 地方公共団体が財政収入の不足を賄うため、一会計年度を超えて返済される長期借入金のこと。

注3) 標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを表す指標。「1」に近いほど、あるいは「1」を越えるほど財源に余裕があるものとされている。

1.2 筑北村建設計画の策定方針

(1) 計画の主旨

近年、我が国では地方分権の推進、少子・高齢化の進行、財政の悪化など、行政に対応を求められる課題は、ますます多種多様、複雑高度になってきています。

筑北村建設計画は、こうした課題に対処するため、3村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展に資するうえでの方針を示すものです。

なお、新村の進むべき方向についてより詳細かつ具体的内容については、本計画に基づき、新村において作成する基本構想、基本計画等に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は新村のむらづくりのための基本方針、主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、平成17年度から令和7年度までとします。

(4) その他

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう充分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積ることなく、新村において健全な財政運営が行われるよう充分留意して策定するものとします。

本計画に計上された各種施策の実現にあたっては、各地域の課題を把握した上で、ハード事業^{注1)}とソフト事業^{注2)}の十分な連携により、効果的な事業の展開を図っていくものとします。

注1) 主として施設整備を行う事業

注2) 主として管理運営、組織・体制づくり、支援などを行う事業。

2. 3村の概況

2.1 概況

(1) 位置・地勢

3村（本城村、坂北村、坂井村）は、長野県のほぼ中央部に位置し、県都長野市からは、電車で約30～50分、松本からは電車で約20～40分のところにあります。北は千曲市^{注1)}、麻績村、長野市^{注2)}、東は上田市、青木村、南は四賀村、西は明科町、生坂村に隣接しています。

四阿屋山をはじめ、岩殿山、聖山、冠着山など象徴的な山々を背景として、麻績川、東条川、安坂川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在しています。

主な交通基盤として長野自動車道及び一般国道403号が中央部を通り、一般国道143号が南端を通っています。また、JR篠ノ井線が中央部を通っており、各村に1駅が設置されています。

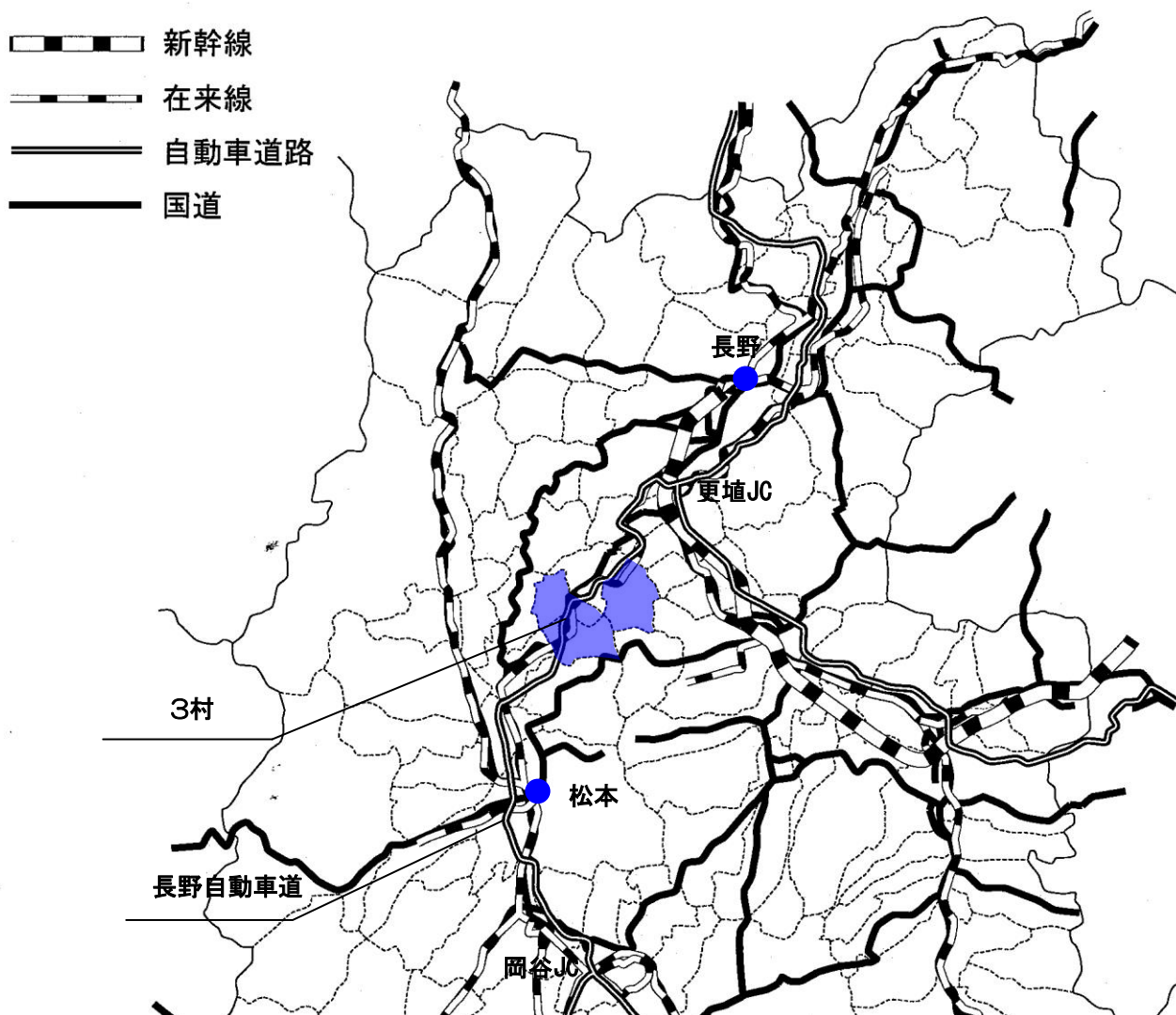


図 2-1 位置図

注1) 平成15年9月1日、更埴市、戸倉町、上山田町の合併により誕生。

注2) 平成17年1月1日、大岡村は長野市と合併。

(2) 行政区画の変遷

表 2-1 行政区画の変遷

年	明治 8 年以前	明治 8 年	明治 1 5 年	明治 2 2 年	昭和 2 7 年
村名	乱橋村	本条村	乱橋村	本城村	本城村 (中川村の一部 編入)
	西条村		西条村		
	東条村		東条村		
	大沢新田村		大沢新田村		
	刈谷沢村	坂北村 (阪北村)			
	中 村				
	青柳町村				
	竹場村				
	仁熊村				
	別所村				
	荻新田村				
	安坂村	坂井村			
	永井村				

(3) 面積

3村全体の行政区画の面積は、99.5 km²となり、県内の市町村の中では49番目の規模になります。

田が4.0%、畑が5.8%、宅地が1.5%、山林、原野、保安林・道路・雑種地等で約89%を占めています。

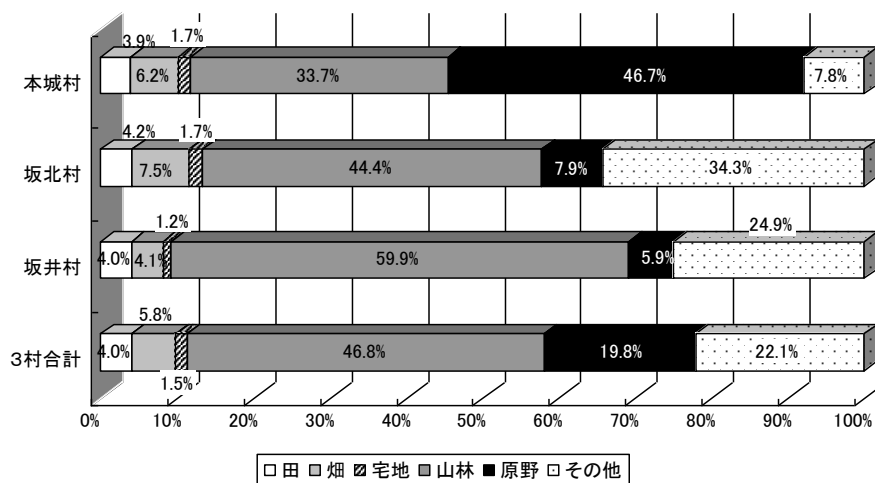


図 2-2 行政区域面積

(4) 人口と世帯数

3村の人口（平成12年度）は6,049人となっており、過去20年間の推移をみると減少傾向を示しています。また、世帯数は1,945世帯となっており、横ばい状況にありますが、世帯当り人員は3.11人と減少傾向を示しており、高齢者のみの世帯の増加が主な要因となっています。

3村の年齢3区分別の人口は、平成12年度で年少人口が10.6%、生産年齢人口が58.5%、老年人口が30.9%となっています。

その推移をみると、確実に少子高齢化が進行していることがわかります。

表 2-2 年齢別人口の推移（3村）（単位：人）

区分	S55	S60	H2	H7	H12
年少人口 (0～14歳)	1,478 19.5%	1,357 18.3%	1,065 15.0%	821 12.5%	641 10.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	4,777 63.1%	4,603 62.0%	4,351 61.2%	3,929 59.8%	3,541 58.5%
老年人口 (65歳以上)	1,310 17.3%	1,460 19.7%	1,695 23.8%	1,820 27.7%	1,867 30.9%
合計	7,565 100.0%	7,420 100.0%	7,111 100.0%	6,570 100.0%	6,049 100.0%

資料：国勢調査

■ 5歳階級別人口の推移

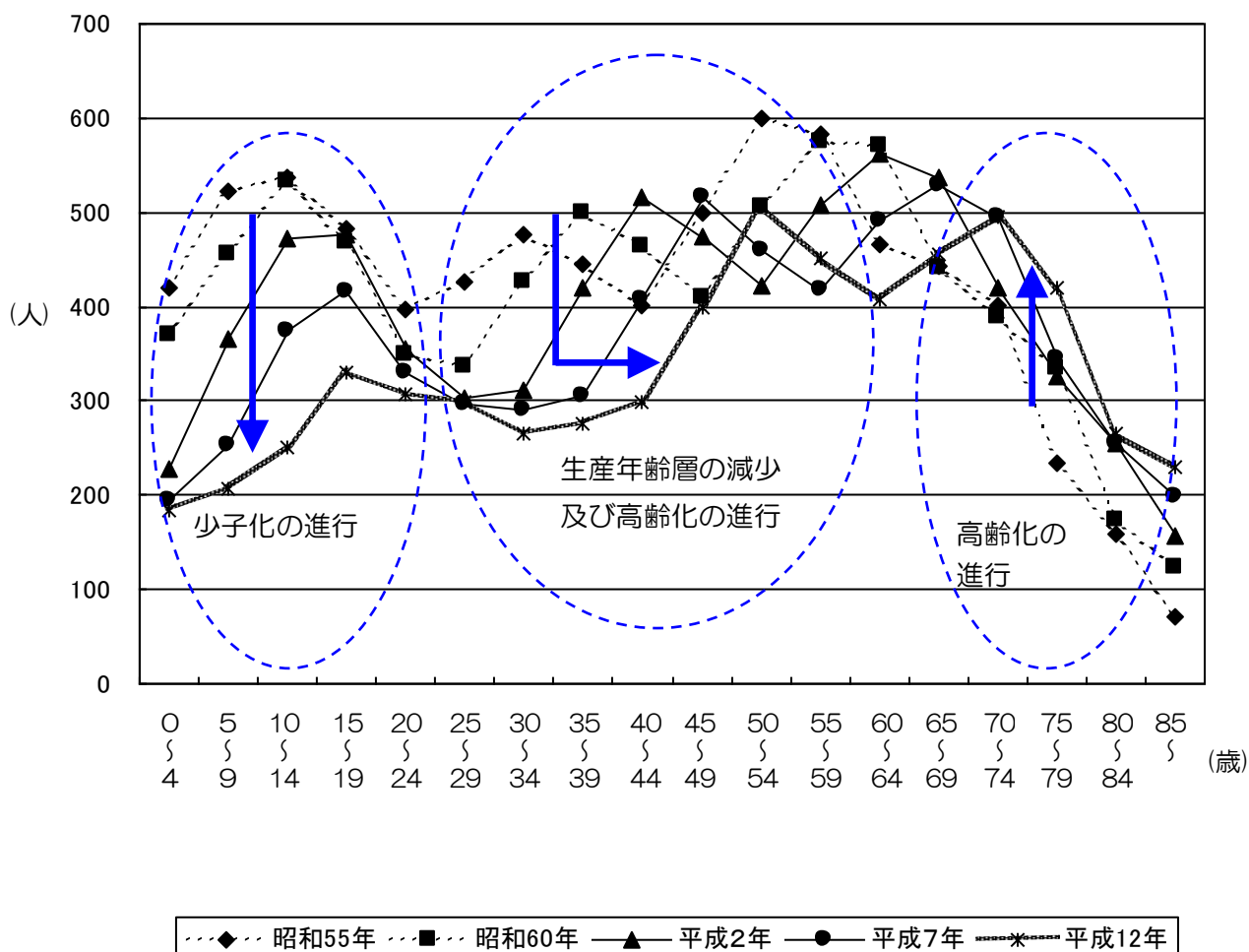


図 2-3 5歳階級別人口の推移

(5) 産業構造

3村の就業人口（平成12年度）は3,380人で、産業別就業人口比率は第1次産業21.2%、第2次産業32.9%、第3次産業45.7%となっています。

農業は、地理的な制約などにより、農業経営基盤が零細であり、経営耕地の荒廃化の進行が深刻な問題となっています。また、農産物の価格低迷などを背景に若者の農業離れ、兼業化、高齢化、後継者問題を抱えています。

商業は、郊外型の大型店などの進出により、消費者が流出し、個人商店を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

工業は、中小零細の下請け企業が中心であり、労働力不足、高齢化などの問題を抱えています。また、大企業の生産拠点が海外進出するなどの影響により、厳しい経営環境にあります。

観光地の延べ利用者数・観光消費額は減少傾向にあり、今後、自然環境に充分配慮しながら、交通網の整備や多様化・個性化する観光ニーズに対応し、既存施設を充実させるとともに、近隣市町村との広域観光ネットワークの形成が必要となります。

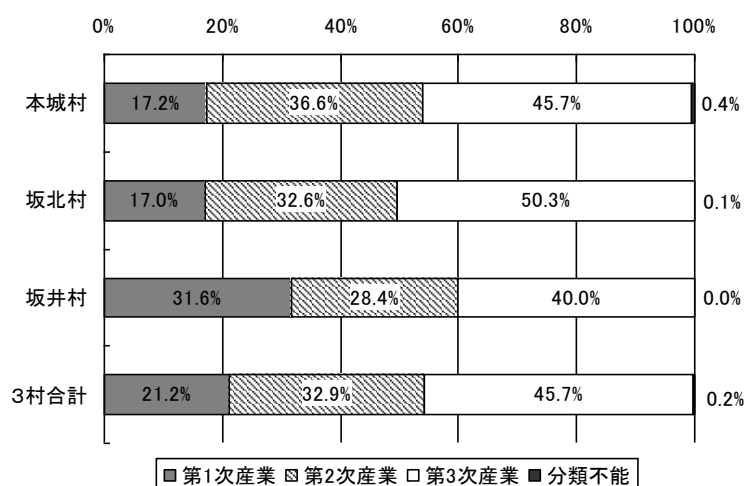


図 2-4 産業別就業人口の割合

(6) 財政

1) 普通会計歳入・歳出額、普通交付税、地方税

普通会計^{注1)}歳入・歳出額は近年減少傾向にあり、平成15年度では歳入で約58億円、歳出で55億円となっています。特に平成14年度は普通交付税の落ち込みが大きく、これが歳入・歳出の減少に大きく影響しています。

地方税はここ数年間、4億円強で横ばい状態を続けていましたが、この1、2年はやや減少を示しています。

注1) 普通会計とは、一般会計^{*}と公営事業会計以外の特別会計^{*}を合算し、重複している部分を除いたものです。普通会計は一般会計や特別会計のように法律で規定されているものではありませんが、公債費比率や経常収支比率など地方財政の計数は、一般的に普通会計決算の数値が用いられています。

^{*}一般会計とは、地方税や国や県からの補助・交付金、各種の手数料などの収入と、住民の生活や福祉に関する仕事を行うのに必要な費用など、すべてを一括して会計することをさします。

^{*}特別会計とは、水道や下水道、国民健康保険などのように、料金や保険料などでその費用を賄うものをさします。すなわち、特定の収入を財源として独立して算定を行う事業は、一般会計とは別に会計を設けて会計処理をすることができ、この会計のことを特別会計といいます。

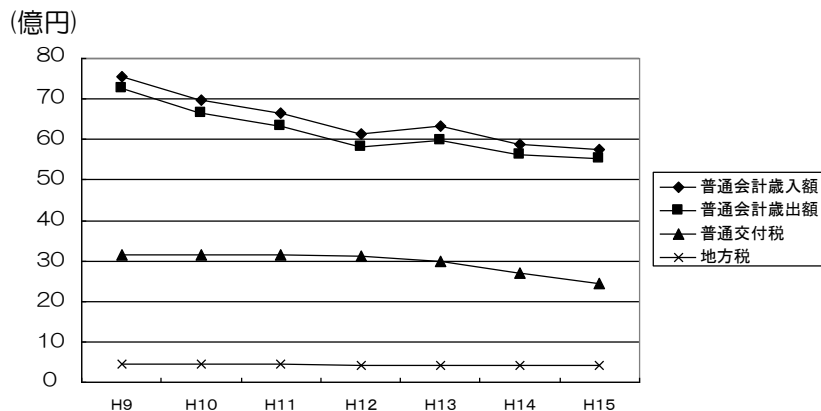


図 2-5 財政の状況(1)

2) 地方債現在高、基金現在高^{注1)}

地方債現在高は近年は70億円程度で推移しています。また、基金現在高は23～24億円で推移してきましたが、この1、2年は16億円前後に減少しています。

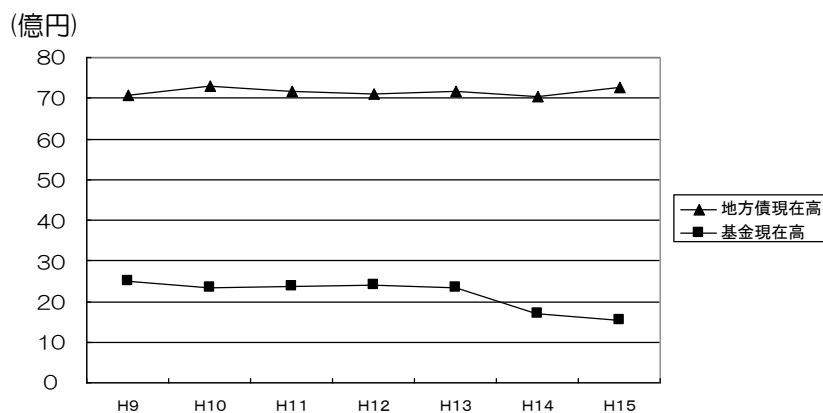


図 2-6 財政の状況(2)

2.2 長野県計画等における位置づけ

長野県新長期構想

ー自然・人・文化が対話するやさしく快適なアルプス都市圏ー

- 学術・文化・スポーツを通じた国際交流拠点づくり
- 快適な生活環境づくりと地域間交流の拡大

第3次松本地域ふるさと市町村圏計画

ーアルプスの風さわやかにやさしく豊かに伸びゆくふるさとー

- 長野自動車道の活用と主要幹線道路の整備
- 観光資源の掘り起こし
- 都市住民との交流事業の推進
- 環境に優しい農業の振興

各村総合計画等に共通するむらづくりのキーワード

- 自然との共生
- 良好な生活環境
- 産業づくり

注1) 基金現在高は、財政調整基金(年度間の財源の不均衡を調整するための基金)と減債基金(地方債の償還にあてる基金)とその他特定目的基金等を合計した現在高のことです。

2.3 3村を取り巻く社会潮流

近年における社会・経済情勢は、長期にわたる景気の低迷や環境問題、少子高齢化、地方分権、国際化、高度情報化等の進展など、大きな変革期を迎えています。

こうした社会背景の中、3村においても、少子高齢化が進行し、特に、農業においては、農産物の価格低迷などを背景に若者の農業離れ、後継者問題を抱えています。

また、高度情報化の進展は、価値観・意識の多様化を進行させ、住民の日常生活圏が拡大しており、周辺都市部の郊外への大型店の進出と相まって、消費者が流出し、既存商店の衰退をもたらしています。

さらに、長引く景気低迷により、中小企業を中心とした工業を取り巻く経営環境が悪化しています。

一方、3村においても財源の多くは、地方交付税や国・県の支出金、地方債などに依存しており、財政は厳しい状況となっています。特に、市町村の財政状況を示す財政力指数が低く、今後、国と地方の税財政の「三位一体の改革」による国庫補助負担金の削減や地方交付税制度の見直し後には、多様な行政ニーズに充分に対応できなくなることが懸念されます。

このような時代の要請に的確に対応するため、3村は合併し、豊かな自然環境と共生しながら、一体感を醸成し、地域の発展、活性化を目指した新しいむらづくりを、住民と行政のパートナーシップ^{注1)}によって実施していくことが望まれます。

今まで、村ごとに進められてきた施策は、新しい枠組みのなかで、行財政基盤の強化とともに、広域的かつ機能的に展開することにより、新村のあるべき姿を確立していくことが重要です。

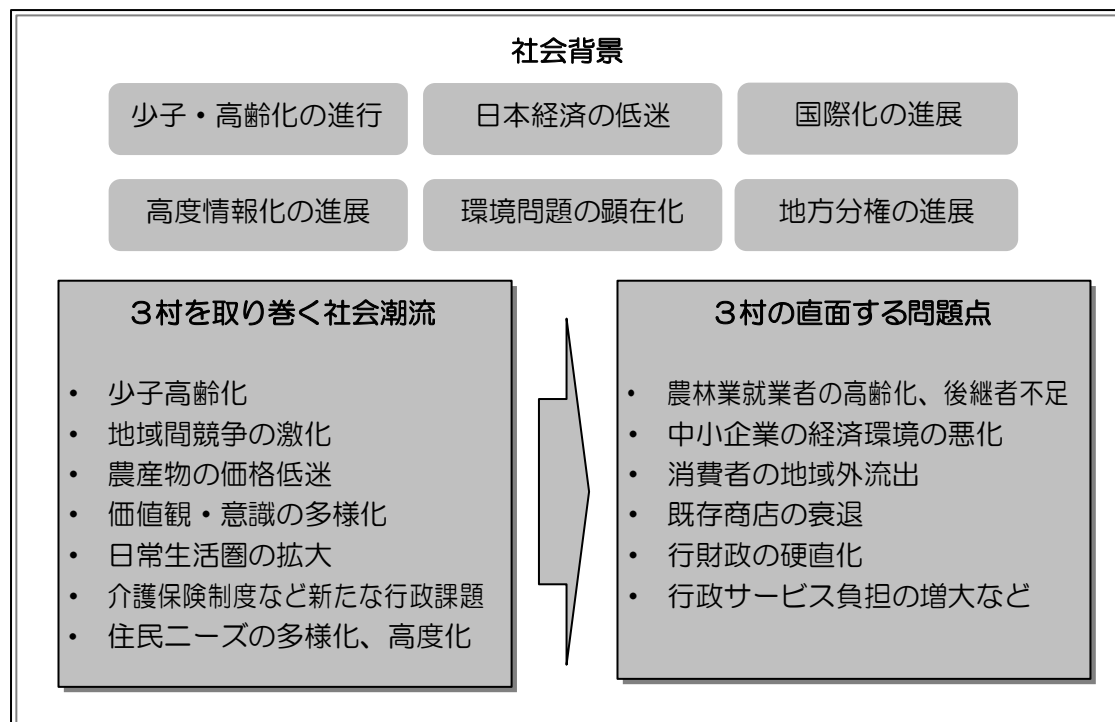


図 2-7 3村を取り巻く社会潮流

注1) 協調、協力、協力体制。ここでは特に、住民と行政が同じ目的のために、協力して働くことの意。協働。

2.4 むらづくりの主要課題

3村の概況、長野県計画等における位置づけを踏まえ、むらづくり上の主要課題を整理すると以下に示すとおりです。

●少子高齢化社会への対応

3村では、少子高齢化が確実に進行しています。以前、3村を含む地域で行った住民意識調査では「保健・医療体制の整備」や「高齢者・障害者の福祉対策」を望む声が高くなっています。豊かさの基本は心身の健康であり、健全な子供の育成や生きがいづくりは、新村が発展・飛躍するエネルギーとなります。したがって、すべての人がどこに住んでも健康で安心して暮らせる環境を目指しハード事業、ソフト事業ともに推進していく必要があります。

●快適な生活環境の形成

3村は、県長期構想において「快適な生活環境づくり」、総合計画等において「良好な生活環境」を進めるべき地域として位置づけられています。

新村においては、効率的な行財政運営を図ることも重要ですが、地域間における行政サービスの均衡化に努め、住民が日常生活にゆとりと安心を感じることのできる生活環境整備を図っていく必要があります。

●自然との共生

3村は、緑豊かな自然環境や景観を有しています。

先の住民意識調査における新村の将来イメージでも「緑豊かな自然環境を大切にする村」という回答が多くなっています。

新村のむらづくりの検討にあたっては、自然環境との共生を常に念頭におき、これらの地域資源の保全を図るとともに、観光・交流の拠点として最大限に活用し、次世代に継承していくことが必要です。

●活力ある産業の育成

3村は、松本地域市町村圏計画において「観光資源の掘り起こし」、「環境に優しい農業の振興」、総合計画において「産業づくり」を進めるべき地域として位置づけられています。

これに対し、3村の産業は、農業において経営耕地の荒廃化、後継者問題、商工業において経営環境の悪化などの対応すべき課題を抱えています。

新村においては、地域や各産業が連携しながら、活力を向上させ、多様な就業機会と良好な職場環境を創出し、若年層の流出抑制、定住化の促進を図る必要があります。

●地域内外の連携

3村の住民は、各村の行政範囲を越えて活動しており、交通利便性や都市機能の集積に応じ、3村以外の地域への行動圏域が拡大しています。

また、先の住民意識調査では道路交通網の整備を望む声が高くなっており、この傾向は今後一層強まるものと考えられます。

行政サービスや住民の生活利便性を向上させるためには、より広域的な視点で交通・情報ネットワークを再編・整備し、各種拠点・施設を連携させる必要があります。

そして、新村内の地域間のもとより、より広域を見据えた活発な交流・連携を促進していくことが望まれます。

3. 筑北村建設計画の基本方針

3.1 むらづくりの将来像

自然に恵まれた“安心”と“活力”のあふれるむら

～外に開かれ、中で支えあう、新しい連携と住みよいむらづくりをめざして～

3村の長野県計画等による位置づけ、住民意識調査、むらづくりの主要課題を踏まえると、新村の将来イメージは、主として「自然環境保全」「保健・福祉」「産業振興」の3つのテーマが考えられます。

むらづくりの将来像は、これらに配慮して、以下のように設定します。

「自然環境保全」	→ 恵まれた自然
「保健・福祉」	→ 安心
「産業振興」	→ 活力

また、むらづくりの主要課題では、上記の3つのテーマに加え、「快適な生活環境の形成」や「地域内外の連携」をあげました。

これらは、合併により新しい地域が一体となって、生み出される個性や活力が源となり、将来のむらづくりを支える重要なテーマと捉え、サブテーマを以下のように設定します。

「～外に開かれ、中で支えあう、住みよいむらづくりをめざして～」

3.2 むらづくりの基本目標

新村の将来像の実現に向けて、今後の施策を展開していくにあたっては、以下の3つをむらづくりの視点（目標）として進めます。

①豊かな自然とあたたかい心がふれあうむら

- 先人が残した美しい自然を守り、次世代につなげる自然保護の地域づくりを行う。
- 文化、歴史等を保全・継承し、心のふれあいを大切にし、人が安らぎ、癒される地域づくりを行う。
- 恵まれた自然、文化、歴史を土壌として育まれる豊かな感性を伸ばし、子どもたちの成長をあたたかく見守る地域づくりを行う。
- 子育て・教育環境の充実、医療・福祉環境の充実を進め、若者から高齢者まであらゆる年齢層の人が健康で安心して暮らせる地域づくりを行う。

②にぎわいと活力にあふれるむら

- 地域資源をいかし創意性のある地場産業の振興を図り、活力のある地域づくりを行う。
- 恵まれた自然環境との調和を図りつつ、交通の利便性をいかした産業基盤の充実を進め、若年層が定住する活力ある地域づくりを行う。
- 交通網の整備による生活利便性の向上に努め、商工業の活性化を図り、魅力とにぎわいのある地域づくりを行う。

③住民が主役となってみんなで支え活動するむら

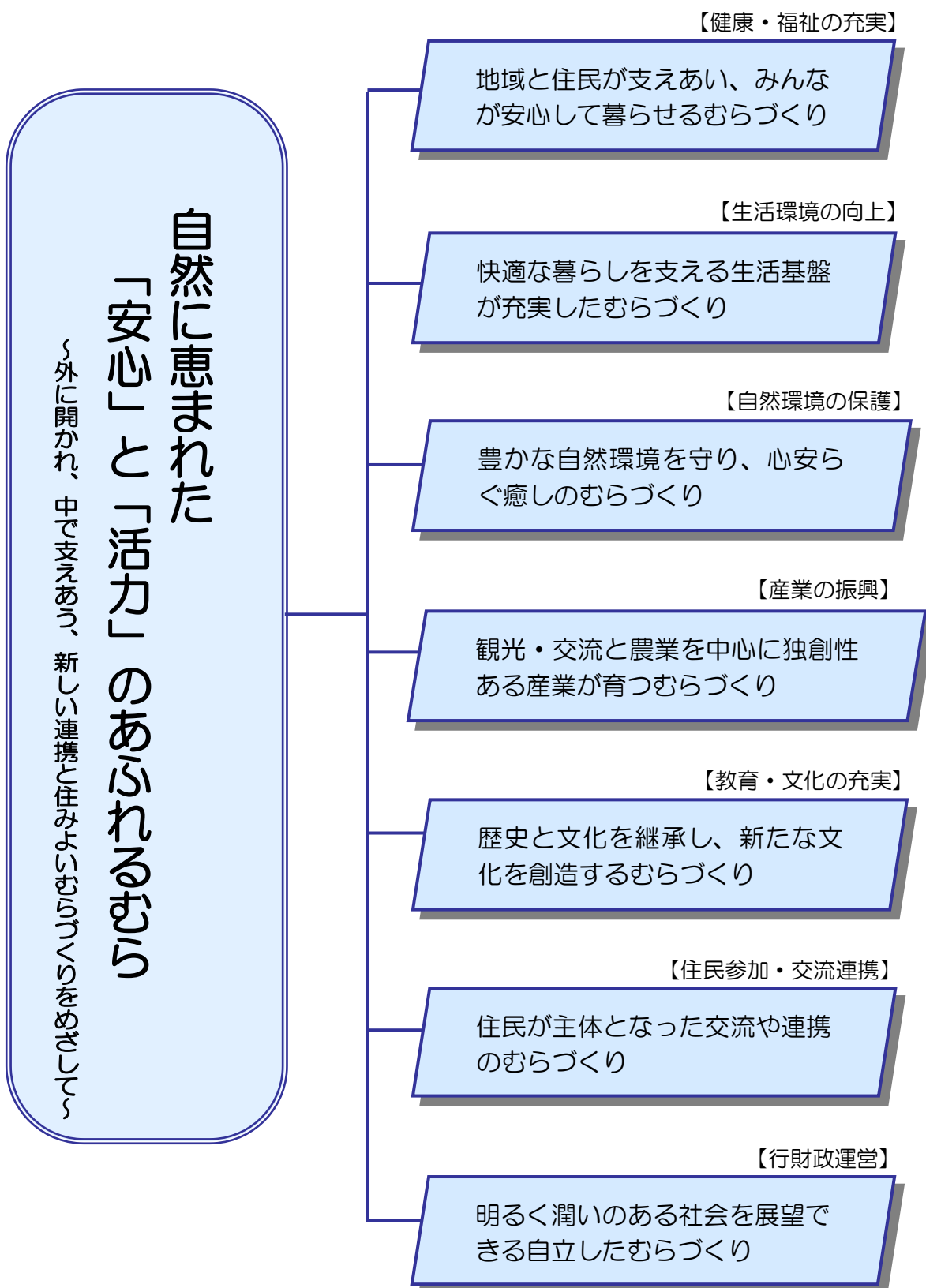
- 住民と行政が協働により企画運営できる地域づくりを行う。
- 情報を公開し、住民の意見を取り入れ、効率的な行政体制による地域づくりを行う。
- 長期的な財政計画をたて、ハード事業を控え、ソフト事業に重点を置き、人や組織の活動を支援する地域づくりを行う。
- 地域内の連携を図るとともに、周辺市町村及び広域圏との交流を促進し、住民が自信と誇りを持って生活できる新しい地域づくりを行う。

3.3 筑北村建設計画の基本方針

むらづくりの将来像を踏まえ、筑北村建設計画の基本方針として、以下の7項目を設定します。

<むらづくりの将来像>

<筑北村建設計画の基本方針>



3.4 新村の地域構造

(1) 基本的な考え方

新村の地域構造を検討するにあたっての基本的な考え方を以下に示します。

- 広域的な交流・連携を担う「広域連絡軸」と、新村内の交流・連携を担う「地域内連絡軸」を設定します。
- 地域の様々な資源を保全・活用するとともに、軸整備による連携に配慮した拠点とゾーンの設定を行います。

(2) 軸整備の方向性

1) 広域連絡軸

長野市や松本市との交流において重要な役割を担う長野自動車道、JR篠ノ井線を広域連絡軸として位置づけ、観光・交流、広域アクセスを見据えた交流を促進します。

2) 地域内連絡軸

新村内の主要な交通の主軸となる国道、県道及び広域連絡軸へのアクセスを、商業・文化・行政・観光等、様々な機能を連携させる地域内連絡軸として位置づけ、施設・資源の相互利用、円滑な地域間の交流を促進します。

3) 交流促進軸

新村内に分布する観光・文化資産等を結び、地域外との交流を活発にし、地域全体の活性化を促進します。

(3) ゾーン整備の方向性

新村の土地利用は、以下の拠点とゾーンで構成します。

1) 地域内拠点

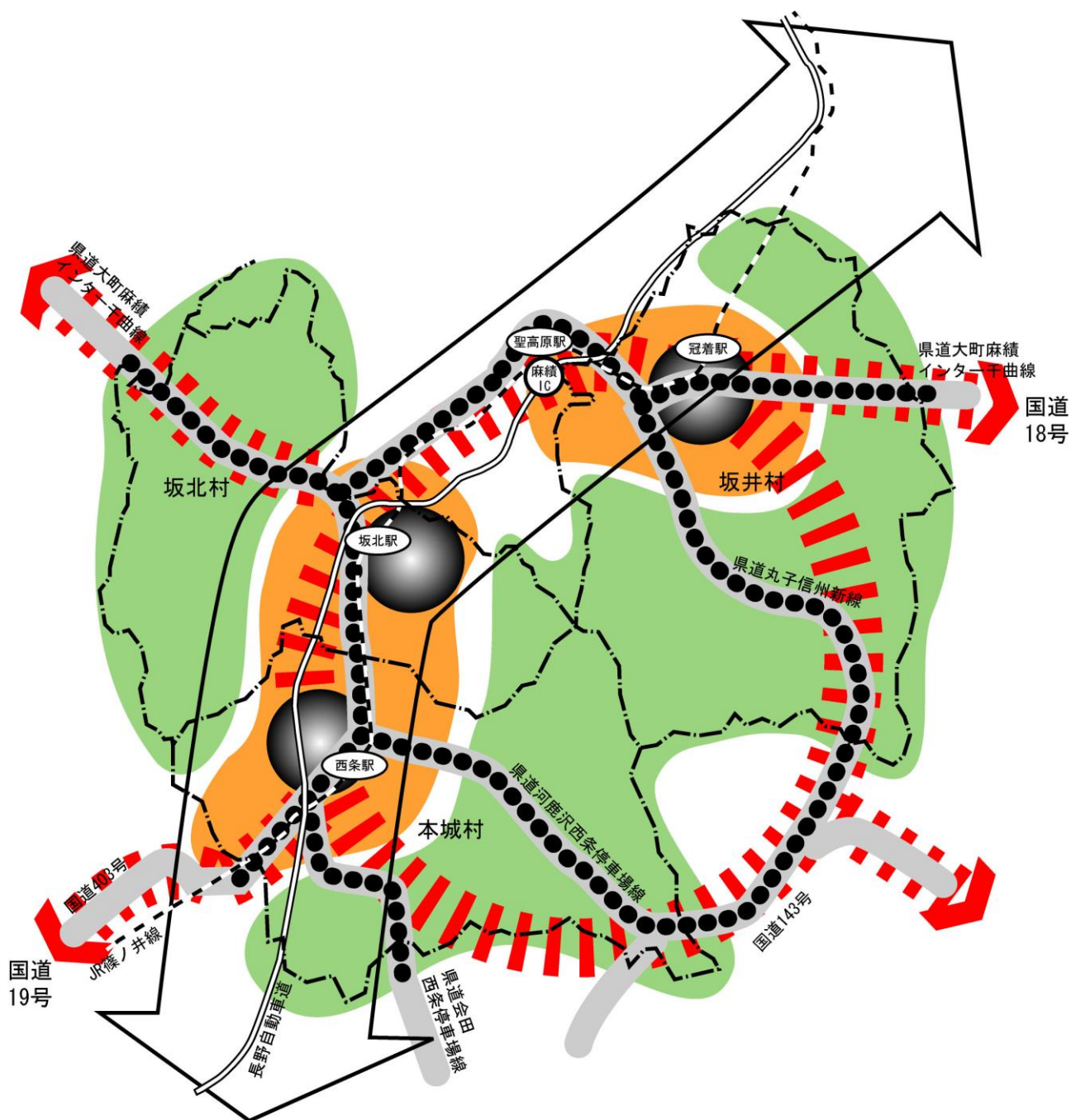
地域内拠点は、商業の活性化や、老朽化した施設の更新などを進め、既存施設を有効活用し、日常生活のサービスや医療・福祉サービス、行政サービスの充実を図る地域の拠点として整備して行きます。

2) 自然環境保護ゾーン

自然環境保護ゾーンは、四阿屋山をはじめ象徴的な山々を背景とした各地域の豊かな自然環境・景観を呈していることから、資源の破壊や、悪化を招くような開発行為を止め、環境保全対策を講じ、自然環境の保全を図ります。

3) 農業・集落共生ゾーン

農業都市共生ゾーンは、平坦部の限られた土地にある優良農地の保全と、生活道路や上下水道などの生活基盤の整備による生活利便性の向上を図るとともに、農業を主体とした観光産業（観光農業、農産品加工等）の育成を図ります。



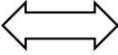
凡 例	
	広域連絡軸
	地域内連絡軸
	交流促進軸
	地域内拠点
	自然環境保護ゾーン
	農業・集落共生ゾーン
	国道・県道
	長野自動車道

図 3-1 ゾーニング図

3.5 主要指標の見通し

(1) 目標年次

主要指標推計の目標年次は、合併10年後（平成27年）とします。

(2) 総人口の見通し

平成7年と平成12年の国勢調査による人口の実数値をもとに、コーホート法^{注1)}を用いて総人口及び5歳階級別人口を推計します。出生率、生残率については、国立社会保障・人口問題研究所による長野県の数値を用います。

人口の増減は、人の出生・死亡による自然増減と人の移動による社会増減によって生じるものです。ここでは、自然増減のみによる場合（社会増減なし）と、人の移動を加味した場合（社会増減あり）について推計し、人口増減の傾向を把握します。

推計結果によれば、社会増減を考慮した平成27年における3村の人口は、平成12年度に比べて約1,600人減少し、4,470人と予測されます。

3村の社会増減は、0～4歳の幼児、20歳代～30歳代前半の若年層および85歳以上の高齢者において減少が多く見られ、「社会増減なし」と比べると280人減となっており、そのうち20歳代が23%を占めています。

そこで、合併10年後の総人口の見通しは、今後の施策展開において、定住促進の環境整備、就業機会の創出、地域のイメージアップを図ることにより、社会減を食い止めることを目標として、**4,750人**と定めます。

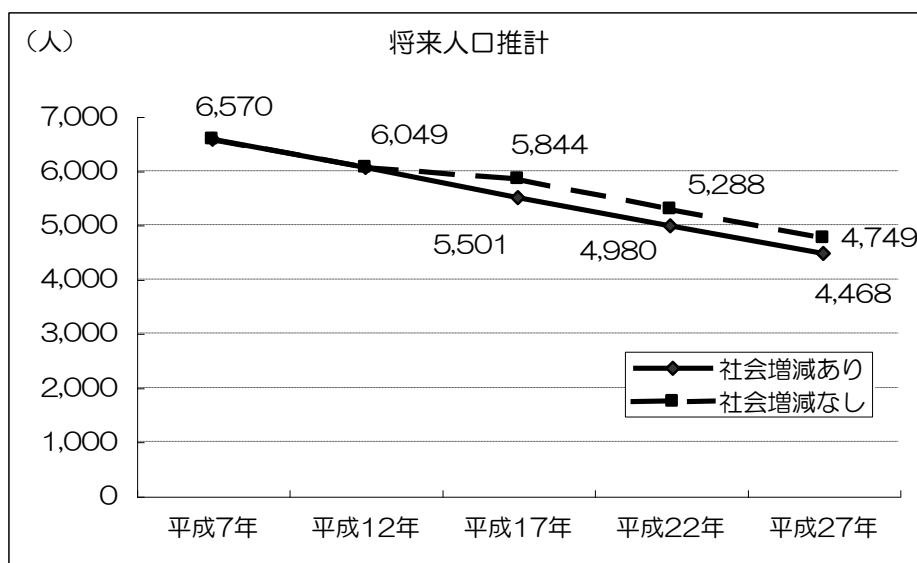


図 3-2 将来人口の推計結果

^{注1)} ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法。

表 3-1 コーホート法による年齢階層別人口推計値

(単位：人)

年齢	平成7年	平成12年	平成22年人口推計値 (合併5年後)			平成27年人口推計値 (合併10年後)		
区分	国勢調査	国勢調査	社会増減あり (A)	社会増減なし (B)	(A)-(B)	社会増減あり (A)	社会増減なし (B)	(A)-(B)
0～4	194	183	149	183	▲ 34	130	160	▲ 30
5～9	252	207	170	160	10	158	149	9
10～14	375	251	192	194	▲ 2	169	170	▲ 1
15～19	415	330	180	206	▲ 26	167	192	▲ 25
20～24	331	307	162	219	▲ 57	132	180	▲ 48
25～29	297	298	221	245	▲ 24	145	162	▲ 17
30～34	290	266	247	275	▲ 28	198	220	▲ 22
35～39	305	275	253	266	▲ 13	233	246	▲ 13
40～44	407	299	245	250	▲ 5	247	252	▲ 5
45～49	516	399	263	267	▲ 4	239	243	▲ 4
50～54	459	507	286	289	▲ 3	258	260	▲ 2
55～59	417	452	385	383	2	281	281	0
60～64	492	408	488	487	1	378	376	2
65～69	528	455	410	426	▲ 16	453	470	▲ 17
70～74	495	496	356	355	1	388	387	1
75～79	344	420	365	387	▲ 22	305	323	▲ 18
80～84	255	266	329	352	▲ 23	287	307	▲ 20
85～	198	230	279	344	▲ 65	300	371	▲ 71
総数	6,570	6,049	4,980	5,288	▲ 308	4,468	4,749	▲ 281

※国勢調査データにおいて年齢不詳の人数は集計に含めない

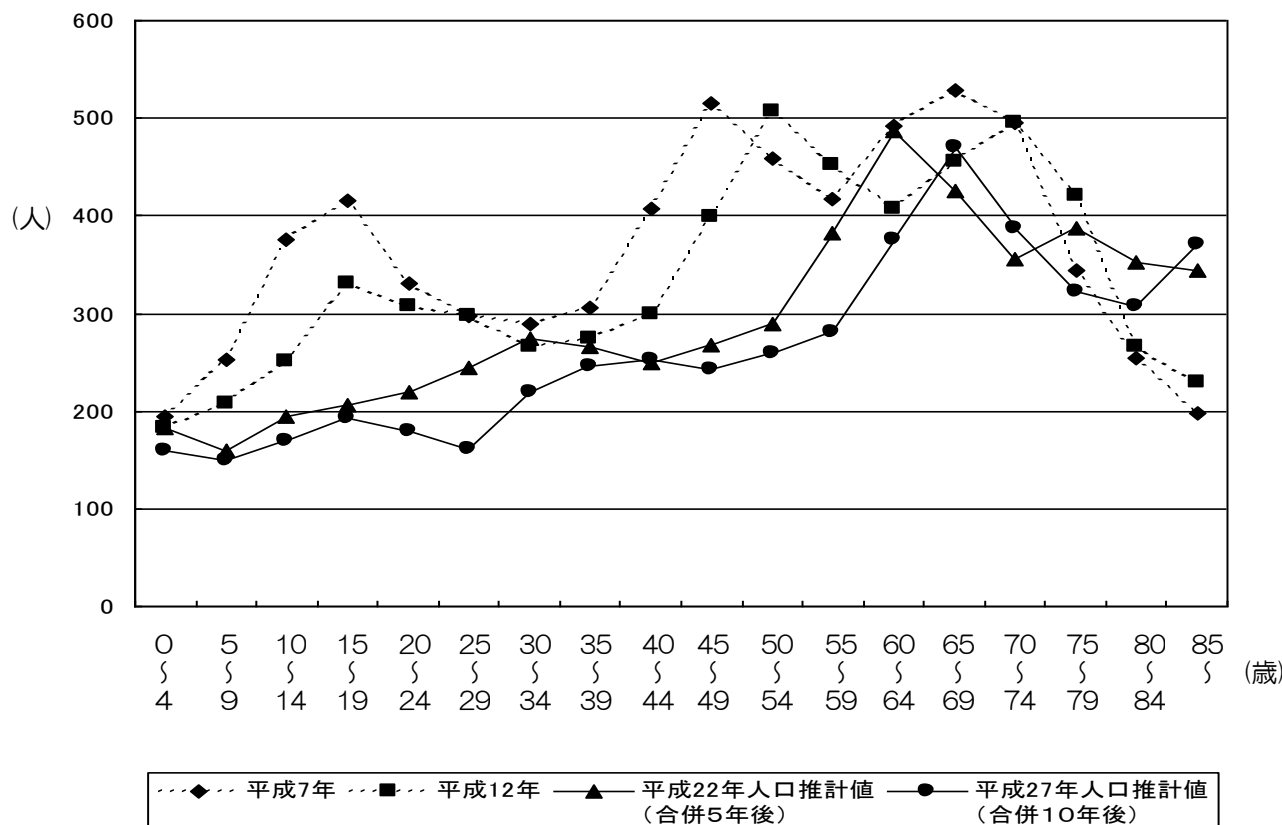


図 3-3 コーホート法による年齢階層別人口推計

(3) 世帯数の見通し

合併10年後（平成27年）の世帯数の推計は、先に示した総人口の見通しを1世帯あたりの人員数で除して求めることとします。

将来の1世帯あたり人員数は、昭和55年～平成12年までの国勢調査の実績値を用いて、回帰分析^{※1)}により推計します。

表 3-2 人口・世帯数の推移

（単位：人、世帯）

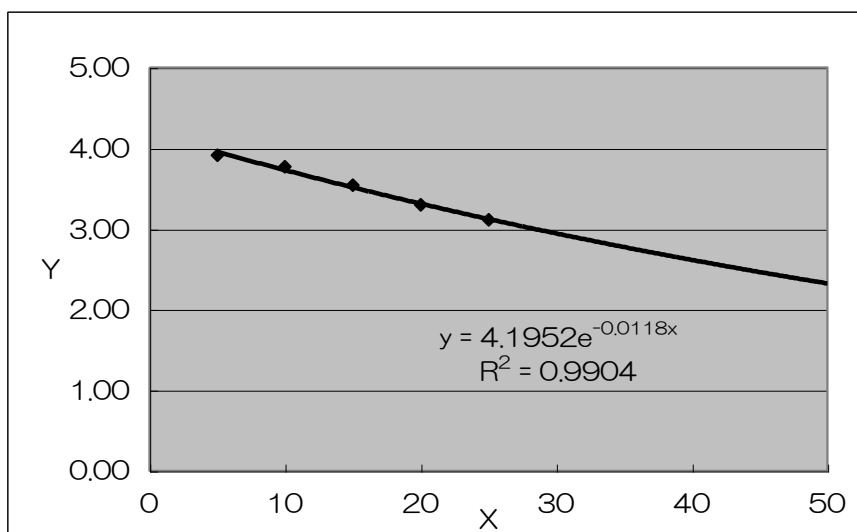
	人口の推移					世帯数の推移				
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
本城村	2,782	2,702	2,606	2,445	2,230	704	696	761	744	718
坂北村	2,764	2,731	2,603	2,401	2,204	736	748	750	749	727
坂井村	2,010	1,987	1,902	1,724	1,615	493	522	498	496	500
人口・世帯数総数	7,556	7,420	7,111	6,570	6,049	1,933	1,966	2,009	1,989	1,945
世帯あたり人員数	3.91	3.77	3.54	3.3	3.11	—	—	—	—	—

資料：「国勢調査」

表 3-3 1世帯あたり人口予測（回帰分析）

年次	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
X年	5	10	15	20	25	30	35	40
Y人/世帯	3.91	3.77	3.54	3.30	3.11	2.94	2.78	2.62

※昭和55年～平成12年は、「国勢調査」による



※回帰分析における近似式は指数関数（e関数）によるものとした。

図 3-4 1世帯あたり人口予測（回帰分析）

回帰分析の結果、平成27年の1世帯あたり人口は、2.62人/世帯となり、世帯数の見通しは、以下の算式により、1,820世帯と定めます。

$$\begin{aligned}
 \text{世帯数の見通し} &= \text{総人口見通し} / 1 \text{世帯あたりの人口見通し} \\
 &= 4,750 / 2.62 \\
 &= 1,820 \text{世帯}
 \end{aligned}$$

注1) 数値間に関係に式を当てはめ、両者の関係を定量的に分析すること。

(4) 就業人口の見通し

下表のように平成2年～平成12年にかけて就業率は、減少傾向にあります。今後、さらに高齢化が進むと、就業率が低下していくことが予想されます。

合併10年後（平成27年）の就業率は、今後の施策展開において、産業振興や雇用の場の充実に努めることで、平成12年の水準を維持できるものと想定します。

表 3-4 就業人口

（単位：人）

区分		昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
15歳以上人口総数		6,087	6,063	6,046	5,749	5,408
就業人口		4,359	4,203	4,031	3,862	3,380
就業率		71.6%	69.3%	66.7%	67.2%	62.5%
就業人口 の内訳	本城村	1,587	1,498	1,470	1,408	1,229
	坂北村	1,577	1,539	1,456	1,378	1,196
	坂井村	1,195	1,166	1,105	1,076	955

就業人口の見通しは、以下の算式により、2,670人と定めます。

$$\begin{aligned}
 \text{就業人口の見通し} &= 15\text{歳以上人口総数の見通し} \times \text{平成12年の就業率} \\
 &= 4,270 \times 0.625 \\
 &\div 2,670\text{人}
 \end{aligned}$$

(5) 主要指標の見通し

主要指標の見通しについて整理すると、下表に示すとおりとなります。

表 3-5 主要指標の見通しの整理

（単位：人、世帯）

区分		平成7年	平成12年	合併5年後 (平成22年)	合併10年後 (平成27年)
総人口		6,570	6,049	5,288	4,749
年 齢 別 人 口	年少人口 0～14歳	821 (12.5%)	641 (10.6%)	537 (10.2%)	479 (10.1%)
	生産年齢人口 15～64歳	3,929 (59.8%)	3,541 (58.5%)	2,887 (54.6%)	2,412 (50.8%)
	老年人口 65歳以上	1,820 (27.7%)	1,867 (30.9%)	1,864 (35.2%)	1,858 (39.1%)
	世帯数	1,989	1,945	1,910	1,820
世帯あたり人員		3.3	3.11	2.78	2.62
就業人口		3,862	3,380	2,970	2,670
就業率		67.2%	62.5%	62.5%	62.5%

4. 新村の主要施策

4.1 施策の体系

<むらづくりの基本方針>

<主要施策>

【健康・福祉の充実】

①地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり

- 子育て支援体制の充実
- 保健・福祉・医療体制の充実
- 高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充実
- 健康づくりの促進

【生活環境の向上】

②快適な暮らしを支える生活基盤が充実したむらづくり

- 公共交通の利便性の向上
- 生活基盤の充実と快適な居住空間の創出
- 住民と行政の協働によるゴミ処理対策
- 情報基盤の充実

【自然環境の保全】

③豊かな自然環境を守り、心安らぐ癒しのむらづくり

- 自然環境の保全と活用
- 森林の整備
- 環境の保全
- 公害防止対策

【産業の振興】

④観光・交流と農業を中心に独創性ある産業が育つむらづくり

- 雇用・就労環境の充実
- 商業・工業の振興
- 農業・林業の振興
- 地域資源を生かした観光振興と交流の促進

【教育・文化の充実】

⑤歴史と文化を継承し、新たな文化を創造するむらづくり

- 歴史・文化の継承と創造
- 学校教育・障害児教育の充実
- 人権尊重社会の推進
- 生涯学習^{※1)}体制の充実
- スポーツ活動の振興

【住民参加・交流連携】

⑥住民が主体となった交流や連携のむらづくり

- 住民と行政の協働によるむらづくりの推進
- 魅力ある交流の推進
- 情報の公開

【行財政運営】

⑦明るく潤いのある社会を展望できる自立したむらづくり

- 合理的、効果的な行財政運営

※1) 学習者の自由な意志に基づいて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。

4.2 主要施策

【健康・福祉の充実】

★基本方針1：地域と住民が支えあい、みんなが安心して暮らせるむらづくり

①子育て支援体制の充実

- 少子化対策の一環として、次世代を担う子どもを産み育てやすい環境づくりのため、保育園の充実や児童館の整備、児童の放課後活動の充実、遊び場の整備などを進めるとともに、NPO^{注1)}やボランティア^{注2)}の活動に対する支援を行います。
- 子育てや子どもの健康・教育に関する不安などに対処するため、妊娠前から子育て期までの切れ目のない相談・支援体制の充実を地域社会の連携と支え合いの中で進めます。

②保健・福祉・医療体制の充実

- 救急医療体制の充実と高度医療体制の強化のため、専門医の招致などによる地域の医療体制の整備を図ります。
- 総合的な地域保健医療サービス体制を確立するため、保健・福祉・医療関係機関の相互連携の強化を図ります。
- 健康診査や各種がん対策などを進め、早期発見・早期治療の普及など保健対策の充実を図ります。
- 保健・福祉・医療の総合的かつ一体的なサービスの実現を図るため、地域福祉活動のしくみづくりを進めるとともに、地域コミュニティ^{注3)}を基盤とした地域福祉活動を支援します。

③高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充実

- 高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、医療機関や介護事業所等の関係機関と地域住民など多様な主体が連携し、地域包括ケアシステムを構築します。
- 寝たきりや認知症^{注4)}を予防するため、高齢者の保健事業や健康づくり事業などの充実に努めます。また、高齢者の社会参加や生きがいづくりを促進するため、老人クラブやシルバー人材センター^{注5)}などを通じて就労やスポーツ、趣味活動などに参画することを支援していきます。
- 障害者（児）や高齢者が安心して暮らせるよう、心と生活環境の両面でのバリアフリー^{注6)}化を進めます。

注1) 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利組織。広義では公益法人や中間法人、協同組合などの互助団体も含まれる。

注2) 自発的な発意に基づき、金銭的な見返りを求めずに、社会的な活動に参加する人。

注3) 人々が共同体意識を持って共同生活を営む社会集団。地域社会。共同体。

注4) 認知症とは、厚生労働省の検討会で「痴呆(ちほう)」にかわる呼称としてまとめられた。厚労省は平成16年11月24日から認知症を使うことにし、法律上の用語は05年の通常国会で関係法を改正する。検討会では、痴呆は「侮蔑(ぶべつ)的な表現である上に、『痴呆』の実態を正確に表しておらず、早期発見・早期診断などの支障となっている」と指摘している。

注5) 高齢者に地域社会の臨時的・短期的な仕事を提供することを目的とする団体。

注6) 段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便な障害となっているもの（バリア）を除去（フリー）し、障害者などが安心して暮らせる環境をつくること。

④健康づくりの促進

- 温泉や自然などの地域資源を有効に活用し、住民の日々の健康づくりを促進します。
- 「健康は自分でつくり、自分で守る」という発想のもとに健康の保持・増進、疾病の予防など健康管理に対する住民の意識高揚を促進するため、健康教育や相談・支援体制の充実を図ります。

主要施策	主要事業の概要
①子育て支援体制の充実	子育て支援サービスの充実
	次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援計画」の推進
	福祉・医療など、子育て支援助成施策の充実
	子育て支援等の施設の整備
	保育園施設の整備
	子育て世代包括支援センター等子育て支援拠点施設の充実
	子どもたちの健全育成
	発育・健康・栄養相談体制の充実
	遊びを通じての交流の推進
	地域ボランティアの育成強化
②保健・福祉・医療体制の充実	保健・福祉・医療施設の整備・充実・相互連携
	保健・母子センターの整備
	住民のニーズにそった専門医招致事業等の展開
	健康管理体制の整備
	各種健康診査の充実
	生涯を通じた健康づくりの推進
	生涯を通じ支えあう地域福祉体制整備
	地域福祉計画の策定
	総合健康指導体制の充実
③高齢者、障害者、母子、寡婦、父子等の福祉の充実	高齢者福祉施設の整備
	地域との協働による小規模ケア施設の整備
	共同居宅施設の整備
	高齢者の生活支援
	社会福祉協議会との連携による、高齢者の生活支援の充実
	生活の基礎となる住宅改修等の支援
	協議体による生活支援体制の構築
	心身障害者施設の整備
	授産施設の整備
	地域復帰を目指したグループホーム施設 ^{※1)} の整備
	障害者生活の支援
	日常生活支援事業の展開
	障害児保育の充実
	支援費制度を基にした事業の推進
	母子、寡婦、父子家庭の支援
	日常生活支援事業の展開
	介護保険事業の充実
	安定した介護サービスの充実
	介護予防活動の支援
	在宅の高齢者に対する生きがいや健康づくりの活動
	寝たきり予防のための知識の普及啓発
④健康づくりの促進	地域資源活用による健康づくりの促進
	温泉利用による運動指導
	自然を利用した癒しの空間づくり
	健康教育・相談事業の充実
	生活習慣病 ^{※2)} 予防の充実
	食と運動を組み合わせた健康教育の充実

※1) 少人数で共同生活を送ることで、より自宅に近い状態で介護を提供する施設。

※2) 食習慣・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症・進行に関与する疾患の総称。肥満・高血圧・循環器病など。

★基本方針2: 快適な暮らしを支える生活基盤が充実したむらづくり

①公共交通の利便性の向上

- 村内公共施設や駅へのアクセスの改善など、公共交通利用の快適性向上を図ります。
- デマンド型乗合バス^{注1)}など、本村に適した新しい公共交通システムの確立を促進するとともに運行エリアの広域性の確保、利便性の向上を図ります。

②生活基盤の充実と快適な居住空間の創出

- 快適で住みよい環境づくりと地域の均衡ある発展をめざし、新村の将来像にふさわしい土地利用計画を策定します。
- 魅力的な地域環境の形成と新村の持続的発展のため、環境面、防災面に配慮しながら、駅周辺の整備、道路の整備や生活環境整備等を進めます。
- 人々の交流や周辺地域との連携強化に資するため、国道・県道等の主要道路の整備の促進を近隣市町村と連携し国、県等関係機関に働きかけます。
- 地域の骨格となる幹線道路については、各地域の主要施設間のネットワーク化を促進するために、現況道路や既存の道路網計画を踏まえ、安全性、快適性に配慮した整備を進めます。
- 生活に密着した道路は、景観に配慮した、うるおいのある道路空間の創出及び安全性の観点から、歩道設置及びバリアフリー化、除雪対策、通学路の整備に努めます。
- 生活拠点地域においては生活道路や簡易水道及び下水道^{注2)}の整備により快適な住環境の保全に努めます。
- 過疎化や、少子高齢化を鈍化させるため、公営住宅整備により定住化の促進を図ります。
- 防犯・交通安全施設の整備や、啓発活動を通じて、地域と行政が連携して防犯対策や交通事故減少に努め、安心して暮らせる環境づくりを行います。
- 災害に強いむらづくりを進めるため防災情報システムの充実を図るとともに、防災意識の高揚、防災訓練の実施、自主防災組織の活動支援を行います。
- 消費者被害防止のための情報提供や啓発に努め、消費者の自立を支援します。

③住民と行政の協働によるゴミ処理対策

- ゴミ問題に対する意識高揚を進め、ゴミの排出時における分別の徹底を図ります。
- 資源循環型社会^{注3)}の構築をめざして、住民・団体・企業・行政が一体となって廃棄物の減量化、資源化、リサイクル^{注4)}運動を進めます。

注1)

デマンド型乗合バスとは、日本でのデマンド型交通方式のバスの呼称。オンデマンドバス（On-Demand Bus）ともいい、利用者の要求（予約）に対応して運行する形態のバスであり、予約状況により乗合になるケースもある。

注2) ここでは、農業集落排水施設、林業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を一括して下水道と表現している。

注3) 大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。

注4) 一度使用され廃物となった新聞紙・金属製品等を捨てずに回収し、再び資源として利用すること。

④情報基盤の充実

- 高速情報通信網の整備、超高精細度テレビ放送への対応を進めます。
- 行政事務の電子化や情報化など行政情報システムの整備を進め、行政情報の共有と一体化を図ることにより地域に開かれた行政をめざします。

主要施策	主要事業の概要
①公共交通の利便性向上	JR篠ノ井線複線化の促進
	デマンド型バス運行等公共交通システムの構築
	地域をつなぐバス路線及び運行方法の検討
②生活基盤の充実と快適な居住空間の創出	新村の土地利用計画の策定
	土地利用計画の策定
	地籍調査の推進
	新矢越トンネル建設の促進
	スマートIC整備の促進
	一般国道403号、県道等主要道路の整備
	周辺地域との連絡道路の整備促進
	地域をつなぐ国道、県道の整備促進
	駅周辺の整備
	各地域の玄関口としての景観の整備
	生活道路の整備
	地域の交流を促す道路の整備
	適切な維持補修
	公共公益施設バリアフリー化の推進
	誰にもやさしい公共施設の整備
	住民の意見を取り入れた施設整備の推進
	簡易水道施設の整備
	簡易水道事業の適切な運営
	水道管理システムの検討
	水道台帳システムの運用と更新
	老朽施設の計画的更新整備
	下水道施設の整備
	下水道事業の適切な運営
	下水道へのつなぎ込み、合併浄化槽の設置の推進
	公営住宅の整備
	公営住宅の計画的な整備及び改良
	分譲宅地の販売推進
	空き家等の活用の研究
	防犯・交通安全対策の推進
	地域での防犯と交通安全対策の推進
	交通安全施設の整備
	防災体制の構築、防災施設の整備
	地域防災計画の策定
	防災無線施設の統合
	消防署及び消防団との連携の強化
	消防・防災設備の整備
	防災ラジオの整備
	自主防災組織の活動支援
	防災公園・防災広場の整備

	消費者の自立の支援	
		消費者被害防止のための教育の推進
		広報・啓発事業の充実

主要施策	主要事業の概要	
③住民と行政の協働によるゴミ処理対策	ゴミの分別収集、リサイクル活動の推進	
		ゴミの分別及び減量化の推進
		リサイクル運動の推進
	廃棄物処理施設の整備	
		穂高広域行政施設組合との連携強化
④情報基盤の充実	地域情報化の推進	
		高速インターネット環境の整備
		ＩＴ ^{※１} 講習会やパソコン教室の開催
		超高精細度テレビ放送への対応
	行政の情報化推進	
		地域ネットワークによる行政広報の充実
		個人情報保護の強化
		申請届出電子化の推進
		施設予約システムの構築

※１）情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称している。

★基本方針3：豊かな自然環境を守り、心安らぐ癒しのむらづくり

①自然環境の保全と活用

- 豊かな自然や歴史・文化資源を保全し、これを持続的に長期にわたり活用していくため、住民の環境意識の高揚を図るとともに、環境教育なども併せた総合的な環境施策を進めます。
- 周囲の山々の環境や固有植物の保全など、地域の特性に合った自然景観を創出し、美しい地域環境の整備に努めます。
- 清流の維持・保全、うるおいのある水辺空間の保全と創出、河川沿いの美化や利活用を図るため、水辺緑化、遊歩道の整備、交流・環境教育の場の整備など、水辺環境の整備を進めます。

②森林の整備

- 大切な水源かん養機能^{注1)}や災害防止機能を有する森林を守るとともに、豊かな自然環境の中で気軽にスポーツや余暇活動を楽しめるよう、安らぎの実感できる森林の整備を進めます。
- 地域の貴重な財産である里山を維持・保全していくため、森林の保全を図るとともに、ボランティアやNPO等による活動を支援します。

③環境の保全

- 豊かな自然環境の中でうるおいのある生活が享受できるように、環境美化活動を進めるとともに、モラル向上のための啓発や環境パトロールの強化を図ります。
- 省エネルギーなどの地球規模の環境問題にも積極的に取り組みます。
- 森林の保全には、間伐などによる森林の適切な整備が不可欠です。これに伴い発生する間伐材などの未利用資源を活用した木質バイオマスエネルギー^{注2)}の導入促進を図ります。

④公害防止対策

- 地域の魅力と資源を将来にわたって継承するために、近隣市町村との連携により河川の水質汚濁の防止や不法投棄の防止等に努め、監視指導体制の強化を図ります。

注1) 森林が根幹部に降った雨水を蓄えておくことで、洪水、渇水の幅を少なくし、河川の一定流量を保つ機能。

注2) 森林の間伐や製材などにより発生する未利用木材や端材などを原料にして創出される新しいエネルギー。

主要施策	主要事業の概要	
①自然環境の保全と活用	自然保護・景観保全の促進	地域固有の植物等の保護
		景観に配慮した看板等の設置
	水辺環境の保全	河川等を活用した水と親しめる公園の整備
		水棲昆虫や水辺の動植物等の保護
		ダム周辺の環境整備
	自然景観創出事業の推進	遊休農地を活用した景観づくりの推進
②森林の整備	里山整備の支援	森林と親しめる里山づくりの推進
		身近な森林地帯の整備
③環境の保全	環境意識の高揚	景観サポーター ^{※1)} 等の養成
		自然観察会などの開催による意識の高揚
	環境美化の推進	ゴミゼロの日や一斉清掃日の設定
		住民参加による河川清掃の実施
	省エネルギー・新エネルギーの研究	公共施設などにおける省エネルギーなどの調査研究
		木質バイオマスエネルギーの導入促進
④公害防止対策	汚染発生源、不法投棄の監視指導強化	環境汚染源の調査及び監視
		不法投棄防止のための運動の展開
		民間等各種団体との連携強化

※1) 地域の景観づくりを支えるボランティア。長野県は、県民が地域の景観づくりに積極的に参加していくことを目的に、平成6年度に「景観サポーター制度」を創設。

★基本方針4: 観光・交流と農業を中心に独創性ある産業が育つむらづくり

①雇用・就労環境の充実

- シルバー人材、障害者を含めたすべての就労者に対し、技能取得や就職情報の支援を行うなど、雇用の促進を図ります。
- 企業誘致により、雇用の促進と若者の定住化を図ります。
- 勤労者一人ひとりが能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、誰もが働きやすい職場づくりを支援します。
- 農業、林業、地場産業、工業、観光など、産業間の連携による新たな需要の掘り起こしを支援し、都市からのUターン、Iターン^{注1)} 就業者への受け皿の創出を促進します。

②商業・工業の振興

- 商工会と協力し、商工業者の育成、支援を図ります。
- 既存商業の活性化による商店街の再生を図ります。また、地域ニーズに対応した人々が集まる商業空間の創出を図ります。
- 地場産業後継者の育成や新商品の開発を支援し、地域産業の活性化を図ります。
- インターチェンジの利便性を活用し、先端技術産業を誘致するとともに、ベンチャー企業^{注2)} の育成支援、産・学・官及び異業種間の連携、交流を促進します。

③農業・林業の振興

- ほ場整備^{注3)}、農道整備、用排水路などの農業生産基盤の整備や林道等の林業生産基盤の整備を進め、生産体制の近代化、経営基盤の強化を図ります。
- 地域特性を生かした農業経営システムの確立による低コスト、高付加価値の特産品の開発を促進します。
- 有機農業^{注4)}、低農薬農業など環境にやさしい農業を育成し、地域のイメージアップを図ります。
- 集落営農の推進や農業法人など多様な経営体の育成により生産組織の強化、競争力の強化を図るとともに後継者の育成を支援します。
- 豊かで特色ある自然を活用し、住民と来訪者が交流する体験農林業や観光農林業を促進し、農林業の多面的な展開を図ります。
- 農林産物の地元消費を促進するとともに、ITを活用したPRや新村内にある直売所の連携などにより消費拡大や販路拡大に努めます。

注1) Uターンは郷里に戻って就職または定住すること。Iターンは郷里以外の地方へ就職または定住の場を移すこと。

注2) 新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する小企業。

注3) 農村地域の人々が中心となって定めた換地計画に基づく農村地域全体の総合事業。優良農地の集団的確保と共に、河川・道路・農村公園等の公共用地・宅地などの非農用地を計画的に配置し、秩序ある土地利用を形成する。

注4) 有機肥料を使用し、土壌中の生態系を活用して地力を培（つちか）い、安全な食糧生産をめざす農法および農業。

④地域資源を生かした観光振興と交流の促進

- 豊富な自然と魅力的なリゾート空間、交通利便性などを観光資源として活用し、農林業などの地場産業とも連携した新たな体験型・滞在型観光・交流拠点を創出します。
- 地域観光資源のネットワーク化により地域の魅力を更に高めるとともに、特色ある観光・交流イベントの開発を促進するなど、新たな観光資源の開発を支援します。
- 住民自らが観光客に対するもてなしの心を醸成し、観光ボランティアの育成に努めます。
- ITを活用したPR手法により、わかりやすく、利用しやすい情報発信を促進し、全国へのPRに努めます。

主要施策	主要事業の概要
①雇用・就労環境の充実	雇用・就労機会の促進支援
	男女雇用機会均等法の遵守と普及促進
	企業誘致の促進
	企業受け入れ態勢の整備
	勤労者の福祉の支援
②商業・工業の振興	勤労者互助会への支援
	商店街活性化の支援
	商工会の活動支援
	商店街活性化のための研究
	他産業との協力及び連携
	地域の産業活性化の支援
	異業種との交流促進
	企業への支援の充実
	新産業創造の支援
	工業団地造成の検討
③農業・林業の振興	農業生産基盤の整備
	農道、水路等の計画的な改良補修
	経営基盤強化への支援
	グリーンツーリズム ^{注1)} の調査研究
	林道等の整備
	環境に配慮した林道の整備
	造林、治山事業の展開
	後継者育成の支援
	後継者グループへの支援
	他産業との交流の促進
	森林資源活用促進
	林業従事者の育成及び確保
	松くい虫等病害虫の駆除
	林業体験の場づくり
	遊休農地活用促進
	遊休農地解消に向けての検討
	農地の荒廃化防止策の推進
	特産品、ブランド商品開発の支援
	有機農業など、環境に配慮した農業の確立
	直売所などを活用した産地化の推進
	付加価値の高い農林産物の開発支援

注1) 緑豊かな農山村地域において、農林業を体験したり、その地域の自然や文化、そこに住む人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動。

主要施策	主要事業の概要	
④ 地域資源を生かした観光振興と交流の促進	体験型・滞在型観光農林業の振興	
		オーナー制度や体験農業・体験林業などの拡充
	地域観光資源ネットワークの促進	
		観光と他産業との協力・連携
		各施設間での情報共有の促進
		観光モデルコースの策定
		広域観光の推進
	観光・交流拠点・施設の整備	
		既存宿泊施設の健全運営
		宿泊施設の計画的な改修整備
	観光PRの充実	
		ホームページの充実
		魅力あるイベントの開催

★基本方針5: 歴史と文化を継承し、新たな文化を創造するむらづくり

①歴史・文化の継承と創造

- 地域固有の文化財、記念物、伝承芸能などの歴史・伝統文化資源を活用した、様々な文化活動や交流イベントなどを支援し、歴史・文化を保存・継承するとともに、新たな文化、魅力を創出します。
- 住民の芸術・文化の創造・発信拠点となる文化施設の整備・活用を図ります。また、住民の自主的な芸術・文化創作活動の支援・促進を図ります。

②学校教育・障害児教育の充実

- 人口の推移や地域の特性を考慮しながら、小・中学校における今後の教育のあり方を検討します。
- 国際化、情報化など時代の変化に対応した新しい教育内容、教育施設の充実に努めます。
- 郷土学習などにより地域を知り、地域の人々に学び、思いやりの心や豊かな感性など必要とされる基本的な人格を育み、次代を担う人間性豊かな児童・生徒を育成する学校教育を支援します。
- 野外教育などの体験教育を通して、自然とのふれあいやさまざまな生活体験、交流体験の機会を提供し、児童・生徒がゆとりの中で生きる力を身につけていく教育活動を進めます。
- 児童・生徒が社会の変化に柔軟に対応し、自主的・創造的に生きていくことができるよう教育環境の充実に努め、一人ひとりの個性が生き、自ら学び考える力を育む生徒指導や個人に応じた学習指導を支援します。
- 障害を抱えていても、積極的に社会参加や貢献できる共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの構築を進め、その能力や可能性を十分に伸ばすことができるような教育環境の整備に努めます。
- 心身が最も発達する幼児期における教育の充実に努めるため、幼児教育環境の整備、教育内容の充実、幼児教育機関・地域社会・家庭の連携強化を進めます。
- 青少年の健全育成を地域の連携意識や家庭教育を通じて進めるため、多世代が交流する機会を創出するとともに、家庭、学校、地域、関係団体などが一体となった取り組みを強化していきます。

③人権尊重社会の推進

- 一人ひとりが自分の問題と受け止め、互いの人権を認め合う人権教育をめざし、差別撤廃意識の向上を図ります。
- 地域社会づくりへ男女がパートナーとして共同参画できるよう、幅広い分野における社会的な活動の場や機会を拡充していくための支援体制を充実させるとともに、人材育成に努めます。

④生涯学習体制の充実

- 住民が生涯にわたり学習しやすい環境づくりを行うために、生涯学習施設の充実と施設間のネットワーク化を図ります。また、多様な学習内容に対応できる専門的知識のある指導員の活用・育成を図ります。
- 各種生涯学習活動を支援し、学習内容の情報提供、地域へ広げる活動の育成を図ります。
- 図書館、体育館、校庭など学校施設を地域へ開放し、地域コミュニティ活動、スポーツ活動、文化芸術活動、青少年健全育成の場として、地域と学校が一体となった有効利用を進めます。

⑤スポーツ活動の振興

- すべての住民が年齢や体力に応じて、生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような環境づくりを推進するとともに、指導者の育成を図ります。
- スポーツを通じた健康づくりと交流のためのスポーツ施設の充実を図ります。
- 住民が主体的に運営するスポーツクラブの育成を支援し、住民が気軽に参加できる機会や場の提供を行います。また、各種スポーツ団体の活性化と支援を図ります。

主要施策	主要事業の概要
① 歴史・文化の継承と創造	歴史的史料・文化的資源の保存・活用
	国、県及び村指定の文化財保護
	資料館等の展示品の充実及び統合の検討
	村誌の編纂
	芸術・文化活動の支援
	芸術鑑賞会や文化祭の開催
	文化団体の育成強化の支援
	住民の作品の常設展示場の設置
② 学校教育・障害児教育の充実	学校教育環境の整備
	小・中学校の施設の整備、充実及び統合の検討
	ＩＴ社会に対応した機器の整備
	豊かな人間性を育む教育の推進
	福祉活動やボランティア活動の実践
	地域の特色を生かした体験学習の充実
	自主的・創造的教育環境づくりの推進
	地域の人や素材の活用事業の推進
	体験活動、交流事業の拡充
	障害児の就学支援
	障害児の学校等への受け入れ態勢の整備
	幼児教育の充実
	家庭、保育園、地域での学習機会の充実及び連携の強化
	自然を利用して行う自然型保育の充実
	英語に親しむ土台づくりの充実
	青少年健全育成活動の推進
	地域の連携による青少年の育成
③ 人権尊重社会の推進	人権教育の推進
	社会教育における人権教育の推進
	小・中学校における人権教育への協力
	男女共同参画社会の推進
	男女共同参画基本計画の策定
④ 生涯学習体制の充実	学習機会の充実と指導者の育成
	各種学級の充実
	住民ニーズにそった学級の開催
	学級参加者等からの指導者の育成
	社会教育施設等の整備
	公民館等の施設・設備・機能の充実
	生涯学習の充実
	生涯学習基本構想の早期策定
	生涯学習拠点施設の整備
	図書情報システムの活用
	公民館報等による情報の提供
	学校施設の活用
	学校施設開放の推進
⑤ スポーツ活動の振興	スポーツ活動の充実、指導者の育成
	スポーツ教室の充実
	体育指導委員等の指導者育成及び研修機会の充実
	スポーツ・レクリエーション施設の管理
	社会体育施設の計画的な改修、整備
	スポーツ団体の育成、支援
	体育協会との連携
	地域スポーツ団体の育成及び支援

★基本方針6: 住民が主体となった交流や連携のむらづくり

①住民と行政の協働によるむらづくりの推進

- 住民と行政の協働のもと、行政の計画策定段階から住民が主体的に参画し、むらづくりを行う体制づくりを進めます。
- 住民が主体的にむらづくりを進めるという住民意識を醸成するため、学習・交流機会の充実を図るとともに、住民の自主的な活動への支援を行います。
- 住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の自主的・主体的なコミュニティ活動を活発化していくために、リーダーとなる人材の育成や活動拠点となる施設の整備充実を図ります。
- NPOなど、むらづくりに携わる住民組織・団体の自主的な活動への支援制度を充実します。

②魅力ある交流の推進

- 教育・文化・スポーツなどの交流団体への支援や育成に努め、都市住民との相互理解を促進します。
- 周辺都市などを対象に地場産業の展示や産物の販売などを行うことにより住民相互の交流、企業間の技術交流を図ります。
- 歴史・文化・レクリエーションの空間など、豊かな資源を生かした交流拠点の充実と交流機会の創出により地域内外との連携・交流を進めます。
- 既存の宿泊施設を交流の場として効果的に活用することにより地域間の交流を促進します。
- 新村の一体感の醸成を図るため、イベント等の共同開催や既存施設の有効活用により、住民相互交流の場を創出します。

③情報の公開

- 広報等の刊行物やホームページの内容を充実し、適切な行政情報の提供に努めます。
- 公正で透明な行政運営を進めるため、情報公開制度の的確な運用に努めます。

主要施策	主要事業の概要	
①住民と行政の協働によるむらづくりの推進	住民参加活動の促進	
		自ら行う事業活動の推進
		参加型のイベントの開催
	地域コミュニティ活動の支援	
		集落の見直しと再編
		各種活動への支援
	ボランティア、NPO等の活動支援	
		ボランティア、NPO等への支援
②魅力ある交流の推進	市町村間交流の推進	
		姉妹町村・交流町村との交流
		各年代層に応じた交流事業の創設
	地域交流イベント等の支援	
		地域交流イベントへの支援
		住民の交流を促すイベントの開催
③情報の公開	行政情報の提供	
		わかりやすい情報提供
		広報、ホームページ等の充実

★基本方針7: 明るく潤いのある社会を展望できる自立したむらづくり

①合理的、効果的な行財政運営

- 長期的な展望に立つとともに、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応した行財政改革の推進に取り組みます。
- 職員の定員適正化計画を策定するとともに、組織・体制の見直しを定期的を実施します。
- 地方分権に対応できる人材を育成するため、行政研修や各種研修を計画的かつ効果的に実施するなどにより職員の資質向上に取り組みます。
- 行財政の状況を定期的に住民に公表します。
- 今後の人口動態や中長期的な地域づくりの視点に立って、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、公共施設等の適正管理に取り組みます。

主要施策	主要事業の概要
①合理的、効果的な行財政運営	行財政改革の推進
	行政改革の推進
	民間経営手法の取り入れ
	事務事業の見直しによる財政運営の効率化
	組織・体制の整備
	職員の定員適正化計画の策定
	組織・体制の定期的な見直し
	職員の資質向上
	各種研修会の開催
	人事交流による人材育成
	行財政状況の公表
	行財政状況の定期的な公表
	公共施設等の適正管理
	公共施設個別施設計画に基づく施設の廃止
	公共施設個別施設計画に基づく施設の統合
	公共施設個別施設計画に基づく施設の複合化
	公共施設個別施設計画に基づく施設の用途変更
	公共施設個別施設計画に基づく施設の長寿命化

5. 長野県事業の推進

5.1 長野県の役割

新村は、長野県のほぼ中央部に位置し、四阿屋山や岩殿山、冠着山を背景とする緑豊かな自然環境に恵まれ、先人が守り育ててきた貴重な歴史・文化が息づいています。

農業を主要な産業とする当地域は、今後も地域内の基盤整備等の充実により、都市との共生と交流を促進し、個性豊かな地域づくりが期待されています。

また、今後の地方自治は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が中核的な役割を担い、自己決定・自己責任の原則のもと、より自律的な行政運営が求められています。

こうした中で、新村においては、合併を大きな契機として、地域資源や地理的条件等を有効に活用しながら特色あるむらづくりを進めるとともに、住民参画を一層促進し、住民自治の充実を図ることが期待されています。

長野県は、「コモンズ^{※1)}」からはじまる、「信州ルネッサンス革命」の理念に基づき、「ゆたかな社会」の実現に向けて新村と十分に連携しながら、『自然に恵まれた「安心」と「活力」のあふれるむら』づくりに向けた新村の取り組みを積極的に支援します。

5.2 新村における長野県事業

(1) 福祉施策の充実

- 福祉サービスは、愛情、信頼といった人間の絆にもとづいて行われることが大切であり、それぞれの身近な地域ごとに人間の絆により支えあうシステム、すなわち「コモンズ」の観点を重視し、障害者が地域で自立して生活するためのグループホームの整備などに向け必要な支援を行います。

(2) 保健・医療施策の充実

- 新村や関係団体が行う健康づくりなどの保健活動に対する技術的支援を通して、地域住民の健康増進を図ります。

(3) 地域交通基盤の整備

- 新村の一体化及び均衡ある発展を支援し、地域内外の円滑な交流を促進する観点から、国道・県道の計画的な整備に取り組みます。

(4) 防災対策の推進

- 水害・土砂災害などを未然に防止するため、河川改修、急傾斜地における崩壊対策、砂防事業、地すべり対策事業、道路災害防除事業などの必要な防災対策に取り組みます。

また、危険箇所の周知及び土砂災害警戒情報の提供などにも取り組みます。

(5) 環境保全の推進

- 新村が行う環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を形成するための取り組みを支援するとともに、事業所指導や環境測定などを通じ、地域における良好な生活環境の保全を図ります。

※1) ある特定の人々が集まって協働的な作業として、地域の特性に応じて、持続可能なかたちで地域の資源を生み出し、育み、管理、維持するための仕組み。

(6) 景観の育成

- 地域の歴史や文化、自然環境といったそれぞれの地域が持つ個性豊かな景観の保全、修復、創造を進めていくため、地域の方々の主体的な取り組みについて支援していきます。

(7) 産業の振興

- 各地域の観光資源を活用した誘客の促進を支援するとともに、地域の企業や住民が主体となって行う地域資源を活用した事業で地域経済の活性化、雇用の創出を図る事業に対して支援をします。
- 地域の基幹産業のひとつである農業の生産振興や経営の安定を図るとともに、国土保全など農業や農村の持つ多面的、公益的な機能を維持していくため、必要な農業生産基盤等の整備に取り組むとともに、地域の自律的な取り組みへの支援を行います。
- 森林は、木材をはじめとした林産物の供給、水源のかん養、国土や自然環境・生活環境の保全、二酸化炭素の吸収を通じた地球温暖化防止、保健・文化・教育の場としての利用など多面的な機能を持っており、これらの機能が持続的に発揮されるよう森林を健全な状態で維持していくため、県民の理解と主体的な参加のもとで、適切な森林の整備に取り組みます。

6. 公共施設の適正な管理

公共施設の適正な管理については、施設の劣化状況、利用状況及びコスト等を調査し評価を行うとともに、新村の一体性の確保、地域の特殊性やバランス、今後の人口動態、財政事情等を考慮し、中長期的視点に立ち、住民への周知を図りながら公共施設総合管理計画に基づく施設の分類ごとに個別施設計画を策定し、施設の統合、廃止、用途変更、複合化、長寿命化等を計画的に行い公共施設等の適正な管理を行います。

また、PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）による公民連携にも積極的に取り組んでいきます。

7. 財政計画

7.1 前提条件の設定

当初の財政計画は、合併後の平成18年度から平成27年度までの10年間について、歳入、歳出の費目毎に過去の実績値を基礎として、普通会計^{注1)}ベースで作成しました。

平成28年3月の変更に当たっては、平成18年度から平成26年度までについては決算額(地方財政状況調査数値)に置き換え、平成27年度以降については、基本的に当初計画の前提条件を踏襲して推計しました。

令和元年の変更に当たっては、平成18年度から平成29年度までについては決算額(地方財政状況調査数値)に置き換え、平成30年度以降については、平成30年8月作成の財政シミュレーションの数値を掲載しています。

(1) 歳入

1) 地方税^{注2)} (譲与税及び交付金)

地方税等については、過去の実績と今後の経済見通し等を踏まえ、人口推移を勘案しながら現行制度を基本にして推計しています。

2) 地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定方法の特例(合併算定替)の終了等を踏まえ、合併特例債^{注3)}償還に伴う普通交付税算入分を加算して推計しています。

3) 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績を踏まえ、合併市町村補助金等及び筑北村建設計画に基づく事業による収入分を見込んで推計しています。

4) 繰入金^{注4)}

繰入金については、主要事業の実施等に伴う年度調整をするため、各種基金を効率的に活用していく方針のもと推計しています。

5) 地方債

地方債については、筑北村建設計画に基づく事業の合併特例債や通常債等の発行分を見込んで推計しています。

注1) 個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっている等のために財政比較や統一的な掌握が困難なことから地方財政統計上統一的に用いられている会計区分。

注2) 地方公共団体が、国から与えられた権限により徴収する税金。

注3) 合併した市町村が、新しいまちづくりのために行う事業などの経費について、その財源として発行される地方債。合併した年度とこれに続く20年間発行できる。

注4) 基金の取崩しなど。

(2) 歳出

1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制し、一般職員数の削減、合併による特別職等の削減効果を見込んで推計しています。

2) 扶助費^{注1)}

扶助費については、過去の実績を踏まえ、少子・高齢化等の社会情勢の動向を勘案しています。

3) 物件費^{注2)}

物件費については、過去の実績を踏まえ、合併による事務経費削減効果を見込んで推計しています。

4) 維持補修費^{注3)}

維持補修費については、過去の実績を踏まえて推計しています。

5) 補助費^{注4)}等

補助費等については、過去の実績を踏まえて推計しています。

6) 公債費^{注5)}

公債費については、平成29年度末までの地方債に係る償還予定額に、平成30年度以降の新村における新たな地方債（合併特例債等）に係る償還見込額を見込んで推計しています。

7) 繰出金^{注6)}

繰出金については、各特別会計の過去の実績、収支見通しを勘案して推計しています。

8) 普通建設事業費^{注7)}

普通建設事業費については、筑北村建設計画に基づく事業費及び旧村からの継続事業を見込んで推計しています。

注1) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などの各種扶助の支出経費。

注2) 各種事業の委託料の他、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費などの支出経費。

注3) 地方公共団体が管理する公共用施設等の効用を保全するための経費。

注4) 各種団体に対する補助金、一部事務組合に対する負担金など。

注5) 地方債の元金、利子返済に充てる経費。

注6) 介護保険、国民健康保険、水道、公共下水道等の公営企業会計に対し支出される経費で、内容的には、公共下水道等にかかる投資的なもの、国民健康保険会計等に対する財政支援的なもの、基金会計に対する積立金的なものなどがある。

注7) 道路、学校など公共施設の建設に充てる経費。

7.2 歳入歳出の見通し

財政計画

＜歳入＞

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
地 方 税	398	458	453	448	412	422	421	413
地方交付税	2,615	2,565	2,626	2,665	2,826	2,674	2,583	2,623
地方譲与税等	224	163	152	140	140	133	119	118
国 県 支 出 金	370	605	797	1,115	787	784	420	476
地 方 債	459	512	363	411	602	436	442	283
繰 入 金	356	206	231	111	156	112	292	31
使用料・手数料	104	98	107	121	119	122	126	122
諸収入・その他	514	470	388	278	287	273	243	279
歳 入 合 計	5,040	5,077	5,117	5,289	5,329	4,956	4,646	4,345

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地 方 税	408	396	399	398	396	394	391	384
地方交付税	2,579	2,611	2,512	2,407	2,352	2,267	2,228	2,075
地方譲与税等	117	161	147	153	154	154	171	171
国 県 支 出 金	585	596	692	569	657	644	574	506
地 方 債	506	761	608	447	576	571	553	367
繰 入 金	15	7	281	196	30	55	113	234
使用料・手数料	112	107	100	102	101	100	99	98
諸収入・その他	293	358	311	295	310	159	159	158
歳 入 合 計	4,615	4,997	5,050	4,567	4,576	4,344	4,288	3,993

（単位：百万円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地 方 税	379	377	369	366
地方交付税	2,048	2,024	2,013	1,980
地方譲与税等	171	171	171	171
国 県 支 出 金	512	415	415	415
地 方 債	343	370	370	370
繰 入 金	301	297	364	307
使用料・手数料	97	96	95	94
諸収入・その他	159	158	158	158
歳 入 合 計	4,010	3,908	3,955	3,861

〈歳出〉

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人 件 費	856	868	846	818	807	801	770	798
扶 助 費	190	208	222	227	290	314	328	333
公 債 費	1,084	957	1,000	867	911	777	903	634
物 件 費	571	543	499	610	640	634	680	679
維 持 補 修 費	28	37	33	44	48	44	51	68
補 助 費 等	463	359	360	425	354	424	364	362
繰 出 金	636	650	848	805	627	617	603	597
普通建設事業費	422	909	876	955	840	655	424	348
積立金・その他	423	287	292	409	665	574	403	365
歳 出 合 計	4,673	4,818	4,976	5,160	5,182	4,840	4,526	4,184

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人 件 費	806	777	752	743	735	726	717	709
扶 助 費	363	362	382	366	332	334	355	357
公 債 費	585	513	719	641	530	550	561	546
物 件 費	704	728	818	703	914	851	842	833
維 持 補 修 費	69	50	64	49	44	45	45	46
補 助 費 等	344	406	354	340	384	503	617	373
繰 出 金	596	604	552	522	552	559	576	579
普通建設事業費	672	736	733	611	788	723	520	396
積立金・その他	267	649	515	415	297	53	55	154
歳 出 合 計	4,406	4,825	4,889	4,390	4,576	4,344	4,288	3,993

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人 件 費	701	693	685	678
扶 助 費	359	361	362	364
公 債 費	568	572	589	574
物 件 費	825	817	893	831
維 持 補 修 費	47	48	49	50
補 助 費 等	369	365	362	358
繰 出 金	583	599	562	554
普通建設事業費	404	300	300	300
積立金・その他	154	153	153	152
歳 出 合 計	4,010	3,908	3,955	3,861